

強制抑留の実態調査等に関する取組状況（令和元年度）

令和2年7月3日

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号）第13条第1項の規定による「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」（平成23年8月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、令和元年度の強制抑留の実態調査等に関する取組状況を以下のとおり取りまとめたので公表する。

1. 抑留中死亡者に関する資料の特定のための資料の収集、特定

（基本方針1(2), 2(1)(3), 5, 6, 7）

（抑留中死亡者の特定）

- 厚生労働省は、ロシア連邦政府等から提供された死亡者名簿や抑留者登録カード等について、日本側資料で把握している抑留中死亡者と氏名、生年、出生地を照合して、抑留中死亡者の特定作業を行っており、令和元年度中に、資料の特定に至った抑留中死亡者は188人となった。また、特定した抑留中死亡者について、地方公共団体の協力を得て、167人（前年度までに特定できた者を含む）の遺族の所在を確認し、その遺族に対して死亡日や埋葬場所等の得られた情報をお知らせした。

	死亡者数	特定件数		お知らせ件数	
		総計	令和元年度	総計	令和元年度
旧ソ連地域	約 53,000	39,005 人	187 人	36,911 人	166 人
モンゴル	約 2,000	1,430 人	1 人	1,323 人	1 人
合計	約 55,000	40,435 人	188 人	38,234 人	167 人

（死亡者名簿等の公表）

- 厚生労働省は、平成27年4月に、ロシア連邦政府等から提供されている資料の全てに係る概要と主な記載事項等を公表した。以後、原則として毎月、資料の翻訳・照合調査・解析を行い、死亡者名簿等及び身元特定者について公表している。

（資料の収集）

- 厚生労働省は、令和元年5月から10月にかけてロシア連邦国立軍事古文書館より約23,000枚の収容所等に関する資料を取得した。また、令和2年3月にロシア連邦国立社会政治史公文書館より117名分の裁判記録を取得した。

2. 遺骨収集事業の実施

（基本方針1(2), 2(2), 4, 5, 6, 7）

（戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し）

- 遺骨収集事業において、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、長年に渡り適切な対応が行われてこなかった事例について、令和元年10月以降、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の下に「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」及び「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」を設置し、今般の事例の対応に関する調査及び今後の遺骨収集のあり方に関する検討

を行った。

- これらのチームの報告を踏まえ、令和2年5月に有識者会議から厚生労働省に対し、今後の遺骨収集事業のあり方及び再発防止策に関する提言がなされ、この提言等を踏まえ、同月に厚生労働省から有識者会議に対して、今後の遺骨収集事業のあり方及び実施体制の整備についての方針（「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」）を報告した。今後は、この方針に沿って、遺骨の収容・鑑定のあり方を見直すとともに、科学的鑑定を総合的に実施できる体制を整備して、事業を実施していくこととしている。

(埋葬地調査) 特定埋葬地数：231 箇所、遺骨収容済み埋葬地数：212 箇所

- 厚生労働省は、埋葬地の情報はあるものの未だに場所が特定できていない埋葬地について、外務省及び民間団体等の協力を得て、令和元年度に、ハバロフスク地方、ザバイカル地方、ブリヤート共和国、イルクーツク州及びカザフスタン共和国の5地域で調査を行ったが、埋葬地の特定には至らなかった。
- 「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」に基づき、外務省を通じて、ロシア連邦に対して未だに場所が特定できていない埋葬地についての調査等を要請した。また、上記埋葬地調査の際に、現地の行政政府に対して同様の要請をした。

(遺骨の収容) 収容遺骨数※：21,951 柱

- 厚生労働省は、外務省及び民間団体等の協力を得て、令和元年度に、ハバロフスク地方45柱、イルクーツク州2柱、ザバイカル地方6柱、カザフスタン共和国8柱の計61柱の遺骨を収容した。

※ 令和元年度末までに収容した遺骨は総計20,251柱。このほか復員あるいは引揚げの際に戦友等により持ち帰られた遺骨が1,700柱。

(身元特定のためのDNA鑑定) DNA鑑定実施数：2,481件、伝達遺骨数：1,150柱

- 厚生労働省は、収容した遺骨のうち、遺留品や埋葬者名簿等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合に身元特定のためのDNA鑑定を実施している。令和元年度のDNA鑑定の結果、旧ソ連地域で収容した遺骨のうち、23柱の身元が判明した（判明に至らなかった遺骨は70柱）。これにより、旧ソ連地域で収容した遺骨について、令和元年度末までに2,481件の身元特定のためのDNA鑑定を実施し、その結果判明し遺族にお渡しした遺骨は1,150柱となった。

3. 公文書等の管理に関する法律に基づく国立公文書館への移管

(基本方針2(1)(3))

- 厚生労働省は、ロシア連邦政府等から取得した抑留者関係資料について、業務において引き続き保有を要するものを除いて、その適切な保存及び利用等を図るため、国立公文書館への移管を進めている。

※ これまでに移管した資料（令和2年3月末現在）

- 旧ソ連邦抑留中死亡者名簿（翻訳）（18冊）
- 旧ソ連邦抑留者登録カード（DVD約90枚）
- その他旧ソ連邦政府等提供資料（約100冊、マイクロフィルム約2,300本、DVD5枚）

4. 戦没者遺族を対象とした慰霊巡拝

(基本方針 3, 5)

- 厚生労働省は、外務省の協力を得て、ハバロフスク地方、イルクーツク州及びモンゴル国の3地域で慰霊巡拝を実施し、遺族24人が参加した。

5. 旧ソ連地域・モンゴルでの海外慰霊碑の建立・管理

(基本方針 3, 5)

- 厚生労働省は、外務省の協力を得て、ハバロフスク（ロシア連邦）とウランバートル（モンゴル）の抑留中死亡者慰霊碑を建立・管理し、また、これまで旧ソ連地域の15地域に小規模慰霊碑を建立し地方政府に管理を委託している。

6. 戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携

(基本方針 3)

- 厚生労働省は、昭和館、しょうけい館及び平和祈念展示資料館の適切な連携を図るため、総務省及び3館の担当者が出席する関係施設等連携会議を2回開催し、広報活動や巡回展等の連携について検討を行い、令和元年度は以下の事業等を行った。
 - ① 3館が連携して福島県で巡回展を開催。
 - ② 夏休み期間中（令和元年7月13日から9月1日まで）、3館全てを見学した児童生徒等の来館者にオリジナルグッズを配布するスタンプラリーを実施。

7. 抑留中死亡者の追悼のための民間団体等の取組との連携

(基本方針 3)

- 令和元年8月23日開催のシベリア・モンゴル抑留犠牲者追悼の集いに厚生労働省から出席し、挨拶と献花を行った。

8. 平和基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理

(基本方針 3)

- 総務省は、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵戦没者墓苑）の管理を行っている。

9. 関係国との協議及び協力の要請

(基本方針 7)

- 外務省は、関係国との間の既存の枠組みを活用しつつ、厚生労働省等が実施する関連事業の実施に際し、関係国の政府及び関係機関に対し、必要な協力の要請及び調整を行った。